教育上必要な器械器具並びに標本及び模型(指導要領9(6))

品	名	数量	適	否
生理学実習用機器(血圧計、聴診器	学を含む。)	必要数		
整形外科学・リハビリテーション医学療器、ギプス等、温熱療法機器、角計を含む。)		必要数		
救急外科学実習用機器		必要数		
装具(10種類以上、スプリントを含む	·)	必要数		
固定用具一式(副木を含む。)		必要数		
物理療法実習用機器(各種罨法、但む。)	乱周波治療法器を含	必要数		

品	名	数量	適	否
人体骨格模型(等身大)		必要数		
人体解剖模型		必要数		
循環器模型		必要数		
神経系模型(中枢神経及び末梢や	申経を含むもの)	必要数		
味覚器模型		必要数		
聴覚器模型		必要数		
嗅覚器模型		必要数		
視覚器模型		必要数		
触覚器模型(外皮)		必要数		
関節種類模型(8種類以上)		必要数		
上•下肢解剖模型		必要数		
脊髄横断模型		必要数		
実習モデル人形		必要数		

品	名	数量	適	否
ベッド及びその付属品		生徒3人につき1組		

(注)器械器具及び模型については、実習用に必要な数を有すること。